

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 532

平成21年 9月 7日(月曜日)

# 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド

東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F

Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439

大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F

Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

## 一時帰休・休業等の実施率 80.4% 多彩な実施方法と問題点を考察

今年に入り「労働時間関連」での不況対策を行なった企業 34%のうち、「一時帰休・休業」の実施率は8割に上ることが労務行政研究所の調査で分かった。

調査結果によると、09年1-4月末までの間に“不況対策として何らかの労働時間関連施策を実施した”企業は、全体の33.7%で、ほぼ3社に1社の割合となっている。さらに、これらの企業が講じた施策別の内訳(複数回答、以下同じ)では、「一時帰休・休業」の実施率が80.4%に上ることなどが明らかとなった。

一時帰休・休業の実施対象の仕方では「特定の事業所の一部社員」47.3%が最多で、これに「特定の事業所全体」45.9%が続く。細かく見ると、事業所全体で特定の一日を休業日に当てる例、グループごとに交代で休業する例、特定の部課を休業にする例など、その企業の事情に応じて様々である。

焦点となるのは、一時帰休・休業実施時の休業手当の支給水準である。労働基準法上の下限(平均賃金の60%)より高水準で支給した企業が89.2%を占めている。それもこれも雇用調整助成金のお陰である。

しかし、企業内失業者=隠れ失業者の増加を内包している危険性には変わりはない。余剰人員を景気回復まで雇用したい企業が、急場しのぎに取り繕った感が否めない。統計に表れない専業主婦、ニート、隠れ失業者が顕在化したら、失業率は6%超という恐ろしい現実も囁かれている。

税務会計

## 売れ残り季節商品の評価損の計上 損金経理を認める一定事実とは?

今年の夏は、景気低迷に加えて平均気温が昨年よりも低く、天候不順なども影響して、季節商品の売上が伸びなかった企業も多いことだろう。企業としては季節商品で売れ残った商品については、その税務処理が気になるところだ。

法人税法では、法人がその有する資産の評価替えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、原則として、損金の額に算入されないとされている。

ただし、一定の事実が生じたことによって時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、特例が認められている。法人が有する商品・製品などの棚卸資産については、災害による著しい損傷、著しい陳腐化、これに準ずる特別の事実、によりその価額(時価)が帳簿価額を下回るようになった場合には、損金経理により期末時価までの評価損を計上することが認められている。

棚卸資産の著しい陳腐化については、法人税基本通達において「棚卸資産そのものには物質的な欠陥がないにもかかわらず経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にあることをいうのであるから、例えば商品について次のような事実が生じた場合がこれに該当する」とされている。

その例示の一つとして、「売れ残った季節商品で、今後通常の価額では、明らかに販売できなくなったこと」と明示されている。

今週のキーワード

一時帰休

社員を解雇せず、雇用継続を前提に一時的に休業すること。再雇用を前提とした一時解雇を指すレイオフとは異なる。業績回復の際、優先的再雇用は約束されるが、今は大規模な解雇を意味し再雇用は不確定。一時帰休は違法ではないものの、他も同じという横並び精神も見え隠れする。一時帰休中の休業手当を助成する雇用調整助成金は「休業手当及び教育訓練に対して支払う賃金負担額の一部を助成するもの」。この間のアルバイトは認められるが、自己鍛錬に充てたい。